

岩手大学大学院連合農学研究科における業務運営に関する覚書

令和7年1月22日付けで締結した「岩手大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第5条の規定に基づき、国立大学法人弘前大学、国立大学法人山形大学及び国立大学法人福島大学（以下「参加法人」という。）との連携協力により国立大学法人岩手大学（以下「設置法人」という。）に設置する岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の業務運営について、次のとおり合意する。

（業務運営の基本）

第1条 設置法人及び参加法人（以下「構成法人」という。）は、研究科の自主性及び自立性を尊重し、研究科の業務運営に積極的に協力し、その充実発展に努めるものとする。

（研究科の運営）

第2条 研究科における重要事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会から委任された事項について審議し、決定するために研究科代議員会を置く。

3 研究科教授会及び研究科代議員会の組織、運営その他必要な事項は、岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則及び同代議員会規則に定める。

（中期目標及び中期計画）

第3条 構成法人の中期目標の素案及び中期計画の策定に際しては、研究科の業務運営方針等に配慮するものとする。

（業務運営経費の負担）

第4条 設置法人は、参加法人が実施する研究科に係る教育研究等に要する基本的な経費（俸給の調整額を含む。）を予算の範囲内で参加法人に対して委託金として支払い、参加法人は、その経費を当該業務に要する受託金として処理する。

（施設・設備の利用）

第5条 研究科の学生は、構成法人の施設・設備を利用できるものとする。施設・設備の利用に係る経費の負担は、各構成法人の定めるところによる。

（事務処理）

第6条 設置法人は、研究科の業務を円滑に遂行するために研究科を担当する事務部門を置く。

2 参加法人は、研究科の業務を円滑に遂行するために事務担当者を配置する。

3 研究科を担当する事務部門と参加法人の事務担当者は、相互に協力し、事務処理を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 構成法人は、研究科の教育研究に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号の規定に基づき共同して利用する。

2 前項の規定により共同して利用する個人情報の項目等については、構成法人間で協議

して決定し、構成法人がそれぞれ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(関連規則等)

第8条 この覚書に定めるもののほか、研究科の業務運営の実施に必要な事項は、構成法人の諸規則並びに岩手大学大学院学則及び岩手大学大学院連合農学研究科規則等に定めるものとする。

(協議)

第9条 前条によるもののほか、不測の事態又は疑義が生じたときは、構成法人が誠実に協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

(協議機関)

第10条 構成法人間の円滑な連絡調整を図るために、構成法人間連絡調整委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に必要な事項は、岩手大学大学院連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会規則に定めるものとする。

(記載事項の変更)

第11条 この覚書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

(付帯事項)

第12条 この覚書は、4通作成し、構成法人において各1通を所持する。

(発効及び効力)

第13条 この覚書は、令和7年4月1日から効力を有する。

(有効期間)

第14条 この覚書の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限の6か月前までに設置法人及び参加法人から改廃についての意思表示がない場合には、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

令和7年1月22日

国立大学法人 岩手大学長

小川智

国立大学法人 弘前大学長

福田真作

国立大学法人 山形大学長

五手英利

国立大学法人 福島大学長

三浦浩喜